

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和8年7月24日

旭川市長 今 津 寛 介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市こども家庭センター草刈等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市こども家庭センター敷地内の草刈等

イ 履行期間

令和8年7月1日から令和8年8月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市10条通11丁目 旭川市こども家庭センター

旭川市こども・女性・若者未来部こども家庭センター

電話 0166-26-5500

### 2 契約を締結した年月日

令和8年6月19日

### 3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

### 4 契約金額

36,300円（うち消費税及び地方消費税相当額3,300円）

### 5 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等又はこれらに準ずる者として、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取したところ、予定価格の範囲内で最低価格の者であったため。